

倶楽部たより

2011.8

つるま法律倶楽部

残暑お見舞い申し上げます

学習会のご案内 1

「3ヶ月後の今」～ 京都大学原子炉実験所 小出裕章
原発震災・ニューズリールDVDを利用した学習会です。
今後の私たちの生活はどうなっていくのか？ みなさんといっしょに考えましょう。
8月19日（金）18時30分～ 法律事務所会議室

学習会のご案内 2

「法廷見学」 親子で参加できる法廷見学会を企画しました。
裁判所職員や弁護士の解説付で実際の裁判を傍聴します。
8月25日（木）9時20分～12時 名古屋地方裁判所1階ロビー集合
申込 法律事務所までお電話ください。



今後の行事

「昭和区平和のつどい」 10月23日（日） 13時30分～16時 名古屋柳城短期大学体育館
講師 池田香代子さん 作家／翻訳家
～100人村、あなたもここに生きています（仮題）

行事報告

7月24日 「車山バスツアー」は43名の参加でした。小学校1年生から後期高齢者まで
また、病気リハビリ中から毎週山登りの方までがお花畑と湿原を楽しみました。

バスツアー「ニッコウキスゲの車山」に参加して

山田 花尾里

初参加の山田です。久々に大きな空と雲が近い世界を堪能しました。歩きながら周囲の景色に心が奪われると足がすべってしまい、「こりゃいかん！」とひたすら足元に注意しつつ、たまに後ろを振り返っては、その壮大な光景と「歩いた道のり」に感動しておりました。山歩きのベテランであるみなさまの健脚ぶりにも感嘆し、厳しい自然の中で生き抜くために自らを変革していく植物たちについて語ってくれたガイドさんのお話も印象的でした。ゴールに到着した時の喜びと些かの寂しさ、それもまた山歩きの醍醐味ですね。



霧ヶ峰・蝶々深山



霧ヶ峰・八島湿原

拡大世話人会のお誘い

9月13日（火）18時30分～ 鶴舞総合事務所にて

つま法律倶楽部では隔月第2火曜日の夜「世話人会」を開催し、行事・運営について話し合っています。また、世話人会では専門家や弁護士による「よもやまミニ学習会」も行っています。9月の世話人会は規模を拡大し、多くのご意見をお寄せいただきたいと思います。会議終了後は懇親会も予定していますのでみなさまどうぞご参加ください。

「おかしい」と思ったら！ ～会員相談を利用して

3月のある日、私は会社から突然解雇を言い渡されました。会社はいろいろな事柄を並べ立てて、「懲戒解雇できるところだが、自分からやめることがあなたのためだ。会社の顧問弁護士に相談をしたところ退職金も出さなくてもいいとの確約も得た。」と言いました。私は会社の言い分に納得がいかず、父に相談をしました。

父は法律倶楽部の会員で、すぐに事務所へ相談に行くよう勧めてくれました。

弁護士さんに相談すると、「会社は懲戒解雇どころか普通解雇もできない。」ことがわかりました。また、ひとりでも参加できる労働組合「ユニオン」の紹介を受け、「ユニオン」の力を借りることもできました。



最終的に私は、突然解雇を言い渡すような会社にしがみつくことをやめ、会社都合退職と退職金、プラス有給休暇も得ることができ、要望をすべて手に入れることができました。

今のご時世、私に起きたことは決して他人事ではありません。「おかしい」と思ったら一度弁護士さんに相談してください。きっと助けになるはずです。 T・O

「明るい地域に」

弁護士 小島 高志

高野山別格八事興正寺は1686年を発祥とし、尾張徳川家の祈願寺となり、遠くからの参拝者も集めてきた伝統ある真言宗の寺で、周辺一帯の広大な土地を貸地しています。

お寺の借地人の方を中心に、昨年から借地の法律問題の勉強会を続けてきました。

かつての興正寺は、借地人の事情に理解を示し、借地人から敬われる穏やかな借地関係を続けていました。しかし近年は変化が起きていました。借地人の人たちの中から、お寺は大幅な地代値上げを考えている、借地人を追い出そうとしている、女子の借地権相続を認めない、名義書換や更新の際に高額のお金を要求される、金儲け主義になったのではないかという声が上がりはじめたのです。借地人有志が「借地借家問題を考える会」を作り、勉強会を開き、やがて要望書を作り、ニュースを配布する等の運動を始めました。

地代値上げは現経済状況では一般的に非常識と見られています。「考える会」でしっかりと地代値上げについて勉強した結果、お寺も昨年は地代値上げをあきらめたように見えました。しかし今年6月になると、1月に遡っての値上げ通知が一斉配布され、「考える会」はすぐさま借地人交流会を開きました。お寺さんに逆らうのは嫌だからといわれるままに支払いをした方もおられ、値上げは承知できないとして旧地代しか支払わなかった方もいました。すると、お寺から借地人に「今回の請求は失当」「不手際につき…お詫び申し上げます」との文書が届いたのです。

値上げの一部撤回という成果は得ましたが、まだいくつも難題はあります。当事務所としては、筋の通らない借地人いじめが止み、適正な借地関係が形成され、借地人の方々が安心して地域で暮らせるよう、今後も引き続き力を尽くして行きます。

借地借家運動経験があり八事地域に詳しい原山剛三弁護士と弁護団を組んでいます。

震災避難所にて～おろおろ弁護士の記

弁護士 小野 万里子

■ゴールデンウィークに、避難所を巡回しての法律相談を担当させてもらった。私は東北出身であり、震災発生後、故郷の人々と大地の惨状を思い、「何か現地で自分にできることはないのか」と模索する日々を過ごしていたので、避難所へ弁護士として行かせてもらえたのは光栄であった。その記録の一部を紹介する。

■仙台空港到着。

仙台空港は、前日から一部復旧されたばかり。無惨な姿ながら、それでもそこには東北の玄関口を再開させるという強いオーラがみなぎっており、心強さを感じた。しかし、空港を一步出ると、仙台平野の美しい田園は泥の海と化していた。涙が止まらなくなった。

■宮城県・女川町にて。

(1) 女川は漁業と原子力発電所の町である。人口1万人のうちの約1千人が死亡・不明で、全戸4千世帯のうち無事だったのはわずか1千世帯、山沿いの村落だけである。町の中心部も漁港も完全に壊滅し、がれきの中の魚・水産物が強烈な腐臭を放っている。原子力発電所も全電源喪失の一步手前であった。



(2) まず、女川町運動公園体育館へ。ここは1千人近い被災者がいる最大の避難所である。タレント、国連WFP（世界食糧計画）、各団体炊き出し、子どものための柔道教室等々、一見するとフェスティバル会場のようなのだが、軍用トラックやジープがひっきりなしに行き交う姿が、容易ならざる現実を示している。その後、担当避難所に移動するが、ここにはタレントも自衛隊も国連もない。炊き出しもほとんどなく、見捨てられた感じさえした。

(3) 避難者の方からの法律相談は、想像を絶するものばかりであった。現行法では、家を失っても住宅ローンだけは残るが、払おうにも職場も失い収入がなく、救済は「自己破産」しかないのである。また、死亡確認のできていない行方不明者は法律上は「死者」でないから、その妻子は夫名義の預金も使えず日々困窮し精神まで病んでいく。「こんな悲しい土地からは逃げだしたい。」と訴える女性もいた。

持ち込まれる相談事案がどれも切実で、しかも現行法の適用では救済不十分なものばかりで、大災害用の特別法の制定が必要だと痛感した。自分の無力さを思い知らされた。

■宮城県・石巻市にて。

(1) 石巻市は、仙台市に続く宮城県第2の都市で、東北の漁港の要である。町の規模が大きいことと、海沿いに多くの産業施設や居住区が展開されているため、犠牲者総数（5千人超）、被災世帯総数も、他の自治体に比べて桁外れに多い。

(2) 私の担当避難所は、門脇中学校。門脇地区は多くの犠牲者を出した悲劇の地である。ただ、中学校自体は小高い場所にあったため難を免れ、体育館が避難所として使われている。軍用トラックのすぐ横で女子中学生がソフトボールの守備練習をしていた。

(3) ここでの法律相談も、性格的には女川町と同じような感じであった。二重ローン問題などに見られるように、これまでの弁護士としての20年以上積み上げてきたキャリアがおよそ役に立たない。もう少し経ったら変な高利貸しの連中が跋扈するのではないか、という漠然とした不安を覚えながら、そして自分の無力を感じながら、いくばくかのアドバイスをするのが精一杯であった。

(4 頁につづく)

■雑感～心優しき人々

(3頁よりつづく)

早急な特別法の制定が必要だ。にもかかわらず政治家たちの怠慢。被災地が東京や大阪ではなく東北だから、能天気政局などをやっているのではないか。地震・津波は天災だが、政局をしている政治家たちは人災だ。被災者はなぜもっと怒らないのか、と思う。

しかし、東北の人たちは「被害者が多いから仕方がないのっしょ。」と、あくまで心優しい。妻と子を津波にさらわれたという男性が、「息子（の遺体）は出てきたけど、母ちゃんはまだ。でも一生懸命にさがしてもらって感謝している。放射能でさがしてもらえない福島の人たちを思えば、これ以上何も言えね。」と言い、「震災は悪いことばかりでもなかったよ。あんだら（←「愛知県弁護士会」の腕章をしている）のように遠くから助けに来る人を知ったから。」と訥々と語った姿が忘れられない。

会員無料法律相談

◎相談受付 土・日・祝を除く、10時から17時

(事前に電話予約をしてください。弁護士の日程によりすぐにご相談をお受けできない場合がございますので、ご了承下さい。時間外の相談については、予約の際にお尋ね下さい。)

◎電話相談 簡単に短時間の相談は電話も可

※鶴舞総合法律事務所は第1・第3土曜日の法律相談を受付けています。

低山歩こう会

10月23日 夜叉が池 豪華夕食付

11月27日 五井山

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

つるま法律倶楽部は6月から新年度になりました。

今年度の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させていただきますので年会費3000円の納入をよろしくお願い致します。

尚、住所変更、退会等のご連絡をお願いします。

つるま法律倶楽部は、郵便局通帳からの会費の自動引き落としを行っています。手数料、手間等の軽減になりますので、ぜひご利用ください。

夏季休暇のお知らせ

鶴舞総合法律事務所 8月12日(金)から8月16日(火)

小野万里子法律事務所 8月12日(金)から8月16日(火)

※法律相談のご予約は、お早めをお願いします。

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エステイプラザ御器所4F

鶴舞総合法律事務所

TEL (052) 852-1220

FAX (052) 852-1227

小野万里子法律事務所

TEL (052) 852-1336

FAX (052) 858-3851